

某次官事件に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十三年四月二十六日

小川友三

参議院議長 松平恒雄殿

昭和二十三年四月二十六日

某次官事件に關する質問主意書

一、數日前、某次官が当局に引致されたことをラヂヲ、新聞は報じているが、政府の中官以上の人物が檢察廳の令狀を受けるような事件の發生する主因がインフレにあるのではないか、生活苦のためあるいは自宅、戰災燒失による復興資本の必要のためではないか、全く生活上必要によりこの種事件の發生と見ることが処見を問う。

二、政府は次官級の人物に一人五十万円程度の金融をして國家のため、死力を盡し働けるよう自宅ぐらゐ與えるべきではないか現在の五十万円は十五年前の三千円ぐらゐの金の資格で大したことではない、官吏ほど可哀想な生活苦の人はない次官の給與は手取り何程であるか処見を問う。東武鉄道株式会社では一平社員に住宅費二十万円程度貸與して福利を計つてゐると聞くが政府は官吏を冷遇しすぎないか如何。

右質問に対し御答弁を要求する。